



令和3年2月12日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

[REDACTED] 処分撤回請求事件

口頭弁論終結日 令和2年12月4日

判

決

5

原

告

(以下「原告[REDACTED]」という。)

同所

原

告

(以下「原告[REDACTED]」という。)

10

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

被

告

国

同 代 表 者 法 務 大 臣

上 川 陽 子

同 指 定 代 理 人

河 村 浩 幸

15

同

淵 政 博

同

茂 尚 子

同

北 泉 勝

同

小 池 行

同

佐 藤 鶴

20

主

文

1 本件各訴えをいずれも却下する。

2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

25

原告[REDACTED]は、被告に対し、[REDACTED]相続開始に係る相続税につき、納付すべき税額2216万0100円を超えて納税義務を負わないことを

確認する。

第2 事案の概要等

本件は、原告らが、原告 [] の叔父である [] (以下「本件被相続人」という。) が [] に死亡したことに伴い原告 [] が納付すべき相続税について、原告 [] が令和2年6月11日にした修正申告(以下「本件修正申告」という。)が無効であると主張して、被告に対し、原告 [] の相続税につき、納付すべき税額2216万0100円を超えて納税義務を負わないことの確認を求める事案である。

1 前提事実

以下の各事実については、掲記の各証拠又は弁論の全趣旨等により認められる。

(1) 本件相続について

本件被相続人は、[] に死亡した(以下、これにより開始した相続を「本件相続」という。)。本件被相続人の相続人は、妻である [] 及び姪である原告 [] の2名である(弁論の全趣旨)。

(2) 本件相続税の申告及び納付について

ア 原告 [] は、[]、本件相続に係る相続税(以下「本件相続税」という。)につき、期限内申告書を世田谷税務署長に提出し、これにより原告 [] が納付すべきこととなった本件相続税の額1846万6700円は、同日、全額納付された(乙1、2)。

イ 原告 [] は、同年9月11日、本件相続税につき、修正申告書を世田谷税務署長に提出し、これにより原告 [] が新たに納付すべきこととなった本件相続税の額369万3400円は、同日、全額納付された(乙3、4)。

ウ 原告 [] は、令和2年6月11日、本件相続税につき、修正申告書を世田谷税務署長に提出し(本件修正申告)、これにより原告 [] が新たに納付すべきこととなった本件相続税の額515万1400円は、同月15日、

全額納付された（乙5、6）。

(3) 本件訴えの提起

原告らは、令和2年8月21日、本件訴えを提起した（顕著な事実）。なお、原告■は、原告■の夫である（争いのない事実）。

2 爭点及び争点に係る当事者の主張

(1) 本件各訴えの適法性（本案前の争点）

(原告らの主張)

本件各訴えは、いずれも適法である。

(被告の主張)

ア 原告■の訴えの適法性

原告■の本件相続税に係る債務は、既に消滅しているから、原告■には確認判決をもって除去すべき危険又は不安は存在せず、原告■の訴えは、確認の利益を欠き、不適法である。

イ 原告■の訴えの適法性

(ア) 本件被相続人の相続人は、原告■及び■の2名であるところ、原告■が本件被相続人から遺贈により財産を取得した事実はなく、本件相続税の納税義務者に当たらない。したがって、原告■と被告との間に本件相続税に係る公法上の法律関係を観念することはできないから、原告■の訴えは、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）4条の公法上の法律関係に関する訴えとは認められない。

(イ) 原告■が、本件においてその一部の不存在の確認を求めている対象は、本件相続税の納税義務と解されるところ、原告■には本件相続税の納税義務はないから、原告■の訴えは、同人と被告との間における具体的な権利義務ないし法律関係の存否についての紛争とはいえず、法律上の争訟に当たらない。

(ウ) したがって、原告■の訴えは、公法上の法律関係に関する訴えの要

件を欠き、不適法である。

(2) 本件修正申告が無効であるか

(原告らの主張)

本件修正申告は、税務署が作成した修正申告書に押印して提出したもので
あるところ、使途不明金は存在せず、また、税務署の計数は誤りであって、本
件修正申告は無効である。

第3 当裁判所の判断

1 本件各訴え（原告 [] の訴え及び原告 [] の訴え）は、いずれも行訴法4
条に規定する公法上の法律関係に関する確認の訴えと解されるところ、当該
確認の訴えについては、現に原告の有する権利又は法律上の地位に危険又は
不安が存在し、これを除去するために被告に対して確認判決を得ることが必
要かつ適切な場合に限り、許されると解される（最高裁昭和30年12月2
6日第三小法廷判決・民集9巻14号2082頁参照）。

これを本件についてみると、原告らは、本件修正申告に基づき、原告 []
が新たに515万1400円の納税義務を負うことになったことを不服として、上記納税義務を負わないことの確認を求めているところ、前提事実(2)ウ
のとおり、原告 [] は、令和2年6月15日に上記納税義務に基づき515
万1400円を全額納付しているから、上記納税義務は既に消滅しており、
原告 [] につき、上記納税義務の不存在について、危険又は不安が存在して
いるということはできない。また、原告 [] の訴えについては、原告 [] は
本件相続における相続人でないことからすると、上記納税義務の存否に関し
て、自己の権利又は法律上の地位に危険又は不安が存在すると認めることは
できない。

したがって、本件各訴えは、いずれも確認の訴えとして不適法なものとい
わざるを得ないのであって、却下されるべきである。

2 なお、付言するに、原告 [] は、本件修正申告による納税義務に基づき5

15万1400円を全額納付した上で、本件修正申告が無効である旨主張しており、このような主張からすると、原告■の請求が、国税通則法56条所定の過誤納金の還付請求に変更される場合には、原告■の本件訴えは適法となる場合もあり得るところである。

しかしながら、国税通則法23条1項は、納税申告書を提出した者が、当該申告書に記載した課税標準等又は税額等の計算に誤りがあったこと等により、当該申告書の提出により納付すべき税額が過大である場合、原則として、当該申告書に係る国税の法定申告期限から5年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることができる旨定めており、このことからすると、当該申告書の記載内容の過誤の是正については、その錯誤が客観的に明白かつ重大であって、更正の請求以外にその是正を許さないならば、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情がある場合でなければ、更正の請求以外の方法で記載内容の錯誤を主張することは許されないと解される（最高裁昭和39年10月22日第一小法廷判決・民集18巻8号1762頁参照）。

本件では、原告■は、本件修正申告において、相続財産として新たに預け金2724万2377円を計上するなどしているところ（乙3・4頁、乙5・5頁），原告らは、このような預け金等は全くなく、税務署の資料が出たらめであるなどと主張するものと解される。しかしながら、原告らの主張を裏付ける証拠はなく、上記特段の事情があるとはいえないことから、仮に原告■が、その請求を上記還付請求に変更したとしても、原告■の請求には理由がないものと思料される。

第4 結論

したがって、本件各訴えは、いずれも不適法であるから却下することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官

鎌野貞敬

裁判官

網田圭亮

裁判官

野村昌也

これは正本である。

令和3年2月12日

東京地方裁判所民事第38部

裁判所書記官

浅野真記

